

第2号様式(第10条関係)

令和 8年4月30日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

大屋 政善



令和7年度政務活動費に係る収支報告について”

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和7年度 政務活動費収支報告書

議員名 大屋 政善

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

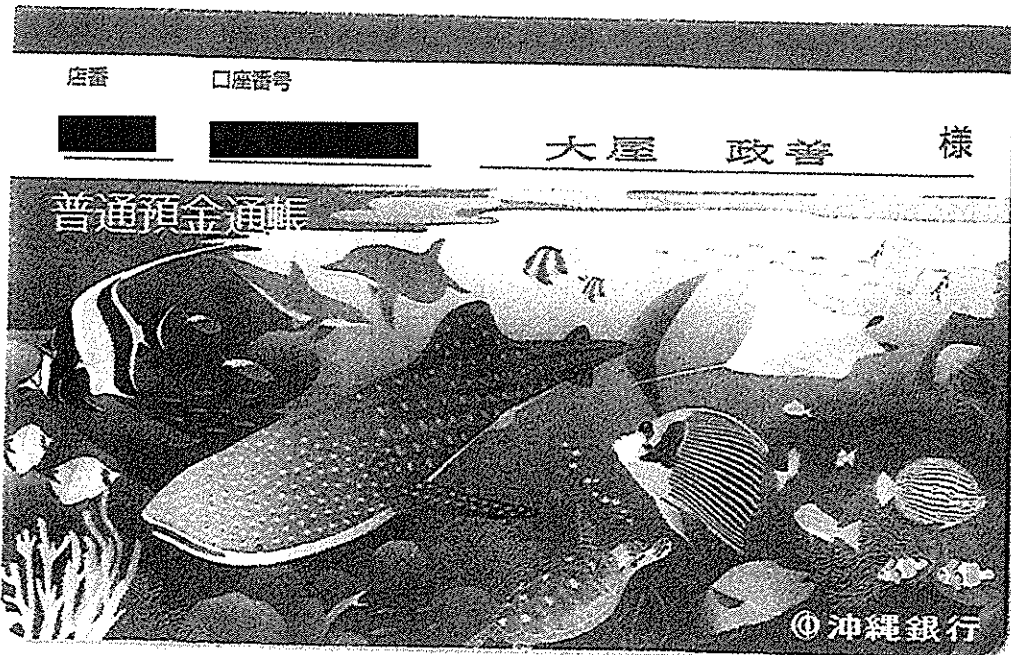
2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	73,800	琉球新報 沖縄タイムス
事 務 所 費	513,125	事務所家賃 電気料金 水道料金
事 務 費	101,525	電話・インターネット料金 携帯電話・文具
人 件 費	1,121,757	賃金 雇用保険料
合 計	1,810,207	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円



7- 5- 7 振出	*3,075タイムス04ツキク"シカワヒ
7- 6- 9 振出	*3,075タイムス05ツキク"シカワヒ
7- 7- 7 振出	*3,075タイムス06ツキク"シカワヒ
7- 8- 7 振出	*3,075タイムス07ツキク"シカワヒ
7- 9- 8 振出	*3,075タイムス08ツキク"シカワヒ
7-10- 7 振出	*3,075タイムス09ツキク"シカワヒ
7-11- 7 振出	*3,075タイムス10ツキク"シカワヒ
7-12- 8 振出	*3,075タイムス11ツキク"シカワヒ
8- 1- 7 振出	*3,075タイムス12ツキク"シカワヒ
8- 2- 9 振出	*3,075タイムス01ツキク"シカワヒ
8- 3- 9 振出	*3,075タイムス02ツキク"シカワヒ
8- 4- 7 振出	*3,075タイムス03ツキク"シカワヒ

7- 5- 7 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ04ｶﾞｯﾌﾞﾝ
7- 6- 5 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ05ｶﾞｯﾌﾞﾝ
7- 7- 7 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ06ｶﾞｯﾌﾞﾝ
7- 8- 5 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ07ｶﾞｯﾌﾞﾝ
7- 9- 5 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ08ｶﾞｯﾌﾞﾝ
7-10- 6 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ09ｶﾞｯﾌﾞﾝ
7-11- 5 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ10ｶﾞｯﾌﾞﾝ
7-12- 5 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ11ｶﾞｯﾌﾞﾝ
8- 1- 5 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ12ｶﾞｯﾌﾞﾝ
8- 2- 5 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ01ｶﾞｯﾌﾞﾝ
8- 3- 5 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ02ｶﾞｯﾌﾞﾝ
8- 4- 6 振出	*3,075ｼﾝﾎﾟｳ03ｶﾞｯﾌﾞﾝ

事務所費

賃家

家賃受領証明書



住所
会社名

うるま市みどり町4-20-23
株式会社 具志川興産

物件名 大山店舗
部屋番号 001

代表者名

知念 富昭 印

入居者名 大屋 政善

電話番号

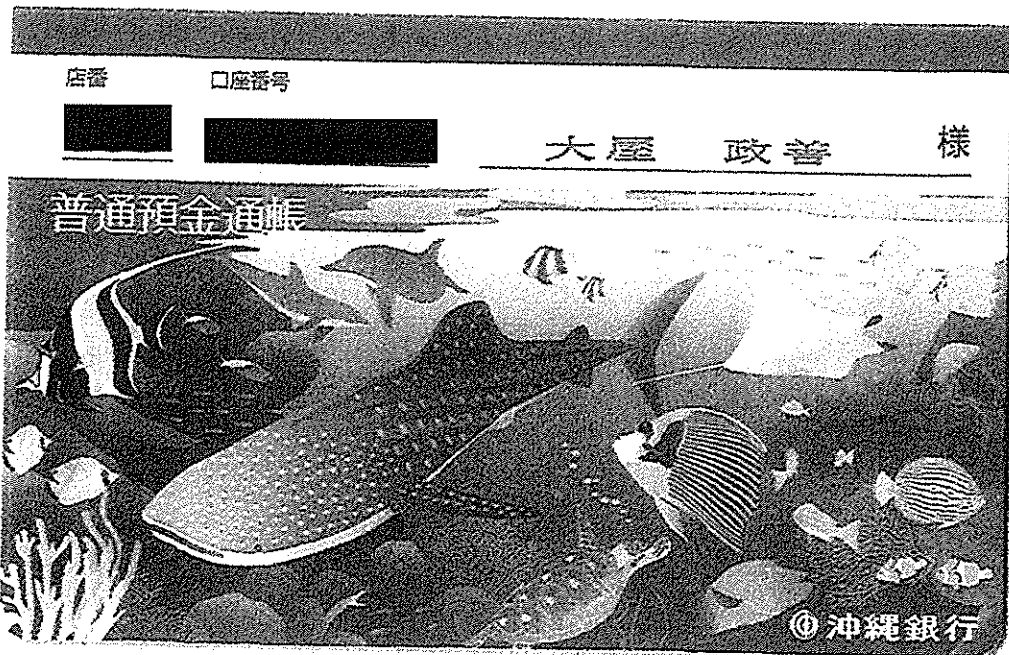
098-974-4315

処理年 2025

請求月	賃料※	共益費※	水道料※	駐車場料※	その他※	更新手数料※	その他2	火災保険料	振替手数料※	請求額	入金額	残高	入金日
4月	35,000									35,000	35,000		03/21
5月	35,000									35,000	35,000		04/21
6月	35,000									35,000	35,000		05/20
7月	35,000									35,000	35,000		06/20
8月	35,000									35,000	35,000		07/22
9月	35,000									35,000	35,000		08/20
10月	35,000									35,000	35,000		09/22
11月	35,000									35,000	35,000		10/20
12月	35,000									35,000	35,000		11/20
2026年													
1月	35,000									35,000	35,000		12/22
2月	35,000									35,000	35,000		01/20
3月	35,000									35,000	35,000		02/20
合 計	420,000									420,000	420,000		

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

7- 5-21 振出	*1,855ウルマシイト"ウ04ツキ
7- 6-23 振出	*1,754ウルマシイト"ウ05ツキ
7- 7-22 振出	*1,754ウルマシイト"ウ06ツキ
7- 8-21 振出	*1,754ウルマシイト"ウ07ツキ
7- 9-22 振出	*1,754ウルマシイト"ウ08ツキ
7-10-21 振出	*1,754ウルマシイト"ウ09ツキ
7-11-21 振出	*1,754ウルマシイト"ウ10ツキ
7-12-22 振出	*1,754ウルマシイト"ウ11ツキ
8- 1-21 振出	*1,754ウルマシイト"ウ12ツキ
8- 2-24 振出	*1,754ウルマシイト"ウ01ツキ
8- 3-23 振出	*1,754ウルマシイト"ウ02ツキ



充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

7- 4-15 振出	*7,412オキナワテ"フリヨク 4ツキ
7- 5-19 振出	*5,736オキナワテ"フリヨク 5ツキ
7- 6-16 振出	*4,051オキナワテ"フリヨク 6ツキ
7- 7-15 振出	*7,028オキナワテ"フリヨク 7ツキ
7- 8-15 振出	*8,775オキナワテ"フリヨク 8ツキ
7- 9-16 振出	*6,539オキナワテ"フリヨク 9ツキ
7-10-15 振出	*7,039オキナワテ"フリヨク10ツキ
7-11-17 振出	*6,723オキナワテ"フリヨク11ツキ
7-12-15 振出	*3,535オキナワテ"フリヨク12ツキ
8- 1-20 振出	*5,998オキナワテ"フリヨク 1ツキ
8- 2-19 振出	*5,850オキナワテ"フリヨク 2ツキ
8- 3-18 振出	*5,044オキナワテ"フリヨク 3ツキ

事務所費充当状況申告票

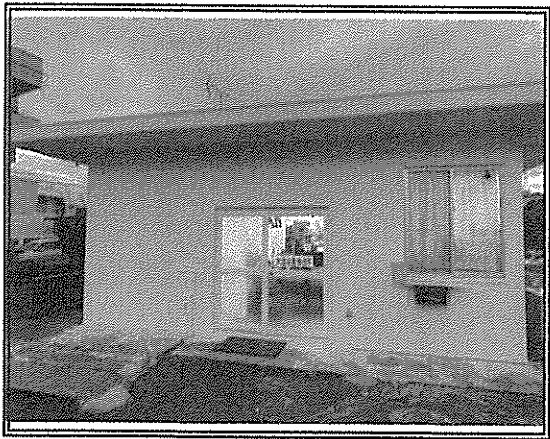
家賃

議員名 大屋 政善

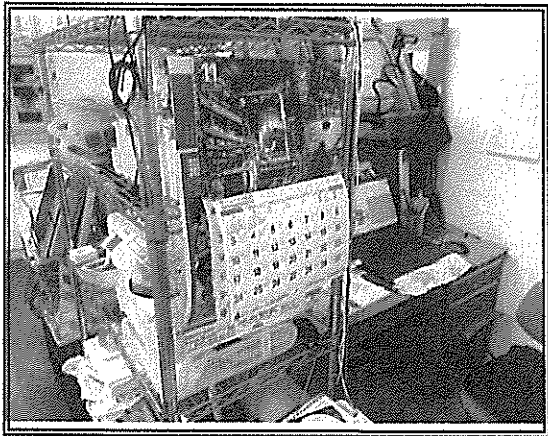
1. 事務所の状況

住所	うるま市与那城西原1番地
----	--------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみで使用しているので全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	35,000 円
その他	0 円
	0 円

(充当額)

家賃(月額)	35,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 大屋 政善



事務所費 事務所費

統一様式-②

家賃

事務所概要申告票

議員名 大屋 政善

1. 物件の所在

住所	うるま市与那城西原1番地	
電話番号	098-989-4123	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

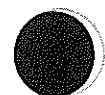
事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

大屋 政善



賃貸人 氏名

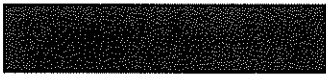


住所

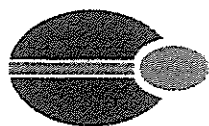


建物賃貸借契約書（事業用）

物件名 大山店舗

賃貸人 

賃借人 大屋 政善



(有) 具志川興産
うるま市みどり町4丁目20番23号
Tel 974-4315 Fax 974-4126

事務所費

貸主 XXXXXXXXXX (以下「賃貸人」という。)と借主 大屋 政善 (以下「賃借人」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	大山店舗		
	所 在 地	うるま市与那城西原1番地		
	構 造	鉄筋コンクリートブロック造平屋建て		
	種 類	貸店舗	新築年月	
	面 積	33.05㎡		
付属設備		なし		

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和 6年 7月 6日 から	令和 8年 7月 5日まで (2年間)
目的物件の引渡し時期	令和 6年 7月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 35,000 円	水道代	当社検針	火災 保険料	契約者にて加入
敷 金	70,000 円 (賃料 2 ヲ月)	家賃 保証料	35,000 円	附 属 施設料	月額 0 円 (内消費税等 円)
共益費	0 円	仲介 手数料	38,500 円	駐 車 場	3台無料
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数	入 口	3 本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 20 日に口座引落			
賃料等 の支払 方法	☐ 振 込				
	☒ 口座引落	委託会社名	(有)具志川興産		

頭書(5) 賃借人緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)			
	(自 宅)TEL	-	-	
	(勤め先)TEL	-	-	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL			

頭書(6) 賃貸人及び管理業者

賃 貸 人	氏名			
	住所			

管 理 業 者	商号又は名称 (有)具志川興産			
所 在 地	沖縄県うるま市みどり町4-20-23		TEL (098) 974-4315	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣(1)第 5051号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号				
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)		

所 有 者	氏名			
	住所			

頭書(7) 更新に関する事項

契約更新時、双方より何等かの申し出が無い場合は更新されたものとする。

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸貸人及び貸借人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R 6年 7月 2日

貸 貸 人	氏名	[Redacted] 印	TEL	
	住所	うるま市与那城西原1番地		
貸 借 人	氏名	大屋 政善	TEL	[Redacted]
	住所	うるま市 [Redacted]		
連 帯 保 証 人	氏名	[Redacted] 印	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
	極度額	極度額 385,000 円 (賃料 35,000 円 × 11ヶ月)		
連 帯 保 証 人	氏名	実印		TEL
	住所			
	極度額	極度額 円 (賃料 円 ×		
家賃債務保証業者	家賃債務保証業者名	株式会社フェア信用保証		
	主たる事務所の所在地	沖縄県那覇市西1-19-7		
	家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(1)第54号		

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	(有)具志川興産	商号又は名称	
	代表者の氏名	知念 富昭	代表者の氏名	印
	主たる事務所所在地・TEL	うるま市みどり町4-20-23 (098)974-4315	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	(8)第 2432 号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	令和 3年 8月 21日	免許年月日	年 月 日
	氏 名	[Redacted] 印	氏 名	
宅 地 建 物 取 引 主 任 者	登 録 番 号	沖縄県知事 第 4120 号	登 録 番 号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名	(有)具志川興産	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	うるま市みどり町4-20-23 (098)974-4315	事務所所在地 TEL	

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「貸貸人」という。)及び借主(以下「賃借人」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 賃貸人及び賃借人は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 賃借人は、頭書(4)の記載に従い、賃料を賃貸人に支払わなければならない。

2 賃貸人及び賃借人は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、当月の日数分にて日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条全文削除

~~第4条 賃借人は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い賃貸人に支払うものとする。~~

~~2 賃貸人及び賃借人は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。~~

~~3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。~~

(負担の帰属)

第5条 賃貸人は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 賃借人は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 賃借人は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条 賃借人は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を賃貸人に預け入れるものとする。

2 賃借人は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃貸人は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる賃借人の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、賃借人に返還しなければならない。

4 前項の規定により賃借人の債務額を差し引くときは、賃貸人は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 貸貸人及び賃借人は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- 二 貸貸人又は賃借人が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 賃借人は、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 賃借人は、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
- 3 賃借人は、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 賃借人は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 5 賃借人は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 6 賃借人は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 7 賃借人は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(賃借人の管理義務)

第9条 賃借人は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 賃借人は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 賃借人は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、貸貸人が本物件管理上必要な事項を賃借人に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に貸貸人は、賃借人宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。賃借人は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、賃借人は、直ちに貸貸人に連絡のうえ、貸貸人が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は賃借人の負担とする。
- 5 賃借人は、鍵の追加設置、交換、複製を貸貸人の承諾なく行なってはならない。

(原状の変更)

第10条 賃借人が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ賃貸人の承諾を得た上で賃貸人の指示に従い施工するものとし、その費用は賃借人が負担するものとする。

2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は賃借人が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 賃貸人は、第3項の場合を除き、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、賃借人が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき賃貸人が修繕を行う場合は、賃貸人は、予め、その旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、賃借人は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 賃借人は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

二 その他費用が軽微な修繕。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、賃借人は、賃貸人に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて賃貸人に損害が生じたときは賃借人は、これを賠償する。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第12条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰すべき事由によらないときは賃貸人及び賃借人は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借した目的を達することができないときは、賃借人は、本契約を解除することができる。

(契約の解除)

第13条 賃貸人は、賃借人が次の各号に該当した場合において、賃貸人が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 賃借人が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。

二 賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 賃貸人は、賃借人が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。

二 第8条(第6項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき。

三 入居時に、賃借人又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき。

四 その他賃借人が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

3 賃貸人又は賃借人の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

4 賃貸人は、賃借人が第8条第6項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(賃借人からの解約)

第14条 賃借人は、賃貸人に対して 1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、賃借人は解約申入れの日から 1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を賃貸人に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第15条 賃借人は、明渡し日を10日前までに賃貸人に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 賃借人は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 賃借人は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を賃貸人に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された賃借人の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、賃借人がその時点でこれを放棄したものとみなし、賃貸人はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を賃借人に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、賃借人は、本物件内に賃借人が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 賃借人が明渡しを遅延したときは、賃借人は、賃貸人に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第16条 連帯保証人は、賃借人と連帯してこの契約に基づく極度額(本契約書連帯保証人署名欄参照)の範囲における債務について履行の責めを負う。

- 2 本契約書第 2 条により、本契約が自動更新されたときは、連帯保証人も同期間延長して連帯保証人の責に任ずるものとする。
- 3 賃貸人に於いて連帯保証人の変更を必要と認める時は、その変更又は追加を求めることができる。
- 4 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他を変更する場合、ただちに書面によって賃貸人に通知しなければならない。
- 5 連帯保証人が破産、所在不明又は死亡した時、賃借人はただちにその旨を報告し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。
- 6 連帯保証人もしくは第 3 者が事前通知無しに持参または振り込みで債務の支払いをした場合には債務は履行されない。また、その場合には連帯保証人の極度額から減額されないものとする。

(賃借人の債務の担保)

第17条 賃借人の債務の担保は次の各号の定めによるものとする。

- 一 連帯保証人は、賃借人と連帯して、本契約から生じる賃借人の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 二 前号の連帯保証人の負担は、別項の「個人の連帯保証に係る説明書」及び本契約書の記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 連帯保証人が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。
 - ア 賃貸人が、連帯保証人の財産について、賃料その他の本契約により生じる賃借人の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
 - イ 連帯保証人が、破産手続開始の決定を受けたとき
 - ウ 賃借人又は連帯保証人が、死亡したとき

- 四 前号に規定する場合、又は連帯保証人が、連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、第18条第4項の規定に基づき賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知するとともに、賃貸人の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
 - 五 前号の場合において、新たに賃貸人との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。
 - 六 連帯保証人の請求があったときは、賃貸人は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、賃借人の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- 2 家賃債務保証業者の提供する保証は、次の各号の定めによるものとする。
- 一 本契約書の記名押印欄に記載の家賃債務保証業者が、提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、賃貸人及び賃借人は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - 二 賃借人が、前号の手続きをとらない場合、その他賃借人の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、賃借人は、本契約書記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

(立入り)

- 第18条 賃貸人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 賃借人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく賃貸人の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、賃貸人及び物件の確認をする者は、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 賃貸人は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ賃借人の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、賃貸人は、賃借人の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(賃貸人の通知義務)

- 第16条 賃貸人は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって賃借人に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更。
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(賃借人の通知義務)

- 第17条 賃借人又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって賃貸人に通知しなければならない。
- 一 賃借人が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
 - 二 長期に休業するとき。
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散。

(遅延損害金)

- 第18条 賃借人は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、遅延損害金として1ヶ月分につき1,000円を支払うものとする。

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、賃貸人若しくは賃借人の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた賃貸人又は賃借人の損害について、賃貸人又は賃借人は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第20条 賃貸人及び賃借人は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第22条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

■ 家賃の支払方法

家賃の支払方法は下記のいずれかとする。

1. 指定日に、本人の口座から銀行引落しとする。
2. 指定日までに、(有)具志川興産の振込先口座へ振り込むものとする。

◎ (有)具志川興産振込先口座

金融機関名	琉球銀行	沖縄銀行	海邦銀行
支店名	具志川支店	安慶名支店	安慶名支店
口座番号	(普) [REDACTED]	(普) [REDACTED]	(普) [REDACTED]
口座名義	(有) 具志川興産 代表取締役 チネン トミヨシ 知念 富好		

特約事項

1. 火災保険は賃借人の費用負担にて加入するものとし、保険証券の写しを管理会社に提出するものとする。
2. 退去時、室内外は原状回復を行い賃貸人へ引渡すものとする。
3. 近隣に騒音で迷惑をかけた場合は、賃借人にて対応するものとする。
4. 看板設置については、レイアウトを作成し、賃貸人の承諾を得て設置するものとする。
5. 家賃保証契約の更新は、毎年とし更新手数料を支払うものとする。

連帯保証に係るご説明

この度下記の賃貸借契約につき、連帯保証をして頂くに際し、連帯保証の内容等につき御説明致します。内容を御確認のうえ、連帯保証人としてお引き受け頂けますようお願い致します。

1. 連帯保証とは

賃貸借契約に係る連帯保証とは、借主が賃貸借契約上負うべき債務（家賃の支払い、借主が負担すべき原状回復費用、借主が賃貸物件を故意過失により破損した場合の損害賠償など）について、借主がその支払いをしないときに代わって支払うものです。したがって、借主がこれらの債務を履行している限りは、連帯保証人自らがその債務の履行を求められることはありません。また、万が一借主様の過失等による火災等により建物等に損害が生じた場合でも、借主が保険に加入し、保険金により填補される損害額に関しては、連帯保証人がその債務の履行を求められることはないことになります。

ただし、借主がこれらの債務を履行していない場合や、保険に未加入であった場合には、借主に支払い能力があり、債務を支払うに足りるだけの価値のある財産があったとしても、貸主から請求があった場合、連帯保証人はその請求を拒否することはできないことに注意してください。

2. 連帯保証人の責任の範囲

連帯保証人が負担すべき金額は、借主が賃貸借契約上負うべき債務の元本（たとえば借主の滞納家賃の金額そのもの）と、その支払いが遅れたことに伴う利息を合わせたものです。ただし、連帯保証人となっていた際に貸主と結んだ連帯保証契約に係る書面に記載されている「極度額」を上限とし、極度額を超えた部分については支払い義務を負いません。

3. 情報提供について

もし借主の家賃等の支払状況等を確認したいときは、貸主にも確認を求めることができます。その場合には管理会社担当者まで御連絡下さい。

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

事務費

[illegible]

充当割合:政務活動以外が含まれるので案分 1/2

事務費

携帯電話

固定電話

インターネット

7- 4-25 振出	*13,599KDDIリョウキ $\div 2 = 6,799$ 4月分	
7- 5-26 振出	*12,095KDDIリョウキ $\div 2 = 6,047$ 5月分	
7- 6-25 振出	*13,683KDDIリョウキ $\div 2 = 6,841$	6月分
7- 7-25 振出	*13,203KDDIリョウキ $\div 2 = 6,601$	7月分
7- 8-25 振出	*13,230KDDIリョウキ $\div 2 = 6,615$	8月分
7- 9-25 振出	*14,831KDDIリョウキ $\div 2 = 7,415$	9月分
7-10-27 振出	*13,161KDDIリョウキ $\div 2 = 6,580$	10月分
7-11-25 振出	*13,315KDDIリョウキ $\div 2 = 6,657$	11月分
7-12-25 振出	*14,080KDDIリョウキ $\div 2 = 7,040$	12月分
8- 1-26 振出	*13,328KDDIリョウキ $\div 2 = 6,664$	1月分
8- 2-25 振出	*13,490KDDIリョウキ $\div 2 = 6,745$	2月分
8- 3-25 振出	*13,345KDDIリョウキ $\div 2 = 6,672$	3月分

領収証

2025年10月 2日 No.01-00067309

大屋 政孝 様

金額 ¥677-

但し、税率10%対象（コピー紙、
上記正に領収いたしました。

幸喜幸文堂
沖縄県うるま市みどり町4-20-10
電話 098-973-3697

）¥677（内消費税額 ¥62）
（印

令和七年九月系田

文具 677
4902562095387
.....
内税品計 ¥677
(内税 10.00%) ¥62
.....
合計 ¥677
お預り ¥1,000
(消費税等 ¥62)
(お買上げ点数 1)
.....
お釣 ¥323

有限会社幸文堂
登録番号：T8360002013329
レシートNo. 00067309 店 8167-01
0000081670100067309

発行日:2025年10月03日

大屋 政孝 領収書

様

管理No. 0560-403-0038921
伝票No. 0560-403-463092

¥5,286— (内消費税 ¥480)

但し 代

代として。

支払内訳
現金

¥5,286

10%対象

¥5,286(内消費税

¥480)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号：T2070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告書
控部署承認
付につき

EDUN

領収書兼お買上明細

大屋 政喜 様

どんな時でも、笑顔で迎え入れ
どんな時でも、お客様の立場で考え
どんな時でも笑顔でお見送りをする
私たちはそんなお店になりたい。

発行日 2026年03月30日(月) 18:02
店: 00517 具志川メインシティ
登録番号: T5360001008803
電話 098-974-4600
レジ担当者: 0027
販売担当者: 0027
No. 00517-304-305660 POS: 304
取引種別: 持帰

プリンタ消耗品		
ブラザー		
LC412-4PK		
4977766816007	1	¥5,698
(PC・関連セット)		
シャープビジネス		
X5S1P115A4		
2800045313978		
シャープビジネス		
S1P115A4		
プリンタ消耗品	(1)	
シャープビジネス		
S1P115A4		
プリンタ消耗品	(1)	
シャープビジネス		
S1P115A4		
プリンタ消耗品	(1)	
シャープビジネス		
S1P115A4		
プリンタ消耗品	(1)	
プリンタ消耗品	1	¥2,500
プリンタ消耗品		
ブラザー		
LC412XLBK		
4977766816014	1	¥5,698
合計金額		¥13,896
(10%対象)		¥13,896
(10%対象消費税)		¥1,263

だんぜん! ダイソー

DAISO

大屋 政喜 様
金額 14 番正
No. 99999992-6986-5339
2025年12月24日
[担当: 99999992]
(うち、消費税等 90円)
但し、文具代
荒引率No.: 5339
(うち、クレジット等 990円を含む)
として上記正に領収いたしました
ダイソーマックスバリュ屋敷名店
TEL: 082-420-0100

¥990-

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分

人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	給与4～9月分(85,000×6)	510,000	全額	510,000
毎月払	給与10～3月分(100,000×6)	600,000	全額	600,000
8/8	労働保険	17,865	その他	11,757
人件費 充当合計				1,121,757

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和 7年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月7日	85,000		468	84,533		4月分
6月6日	85,000		468	84,533		5月分
7月9日	85,000		468	84,533		6月分
8月6日	85,000		468	84,533		7月分
9月5日	85,000		468	84,533		8月分
10月6日	85,000		468	84,533		9月分
11月5日	100,000		550	99,450		10月分
12月5日	100,000		550	99,450		11月分
1月5日	100,000		550	99,450		12月分
2月6日	100,000		550	99,450		1月分
3月6日	100,000		550	99,450		2月分
4月6日	100,000		550	99,450		3月分
合計	1,110,000		6,108	1,103,895		

統一様式－④

令和 7 年度 雇用職員申告票

議員名 大屋 政善

被雇用職員名		
議員との関係	☐ 議員の親族(続柄:)	☒ 議員の親族外
議員との生計	☐ 議員と生計同一	☒ 議員と生計別

令和7年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名



住所

雇用者 沖縄県議会議員 大屋 政善



勤務の実態を証する提出書類

☒ 出勤簿 ☐ タイムカード ☐ その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 大屋 政善】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・資料・インターネット等）	10%
	研修に係るもの ・ 研修会・講習会の準備	10%
	広報広報に係るもの ・ 広報誌の記事作成 ・ facebookの管理 ・ メールのやり取り	10%
	要請陳情等に係るもの ・ 要陳情先の機関との連絡・調整 ・ 陳情の資料整理	5%
	会議に係るもの 住民・企業会団体との相談会の準備	5%
	資料作成に係るもの ・ 打ち合わせ資料の作成 ・ 議会質問での資料集め ・ 議会質問での原稿の清書	30%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品の管理 ・ 電話、来客対応、議員への連絡調整 ・ 収支報告書の作成	30%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		0%

令和7年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 大屋 政善



被雇用者



統一様式－⑤

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日
主な就業場所	うるま市与那城西原 1 番地 県議会議員 大屋事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 9 時から午後 5 時まで（休憩時間 12～13 時まで）
休 日	毎週 火曜日・木曜日・土曜日・日曜日
給与（賃金）	月給 85,000 円
給与支払日	毎月月末×切 翌月 5 日支払
支払方法	☒ 直接払い ☐ 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 7 年 4 月 1 日

雇 用 者 氏名 大屋 政善



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

統一様式－⑤

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
主な就業場所	うるま市与那城西原 1 番地 県議会議員 大屋事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 9 時から午後 5 時まで（休憩時間 12～13 時まで）
休 日	毎週 火曜日・木曜日・土曜日・日曜日
給与（賃金）	月給 100,000 円
給与支払日	毎月月末×切 翌月 5 日支払
支払方法	☒ 直接払い ☐ 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

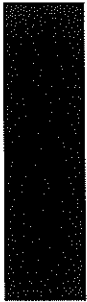
令和 7 年 9 月 15 日

雇 用 者 氏名 大屋 政善

印

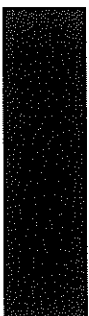
被雇用者 氏名

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

6 月				5 月				4 月				No.
	17 日		1日		17 日		1日		17 日		1日	2025年 令和7年
	18 日		2日		18 日		2日		18 日		2日	
	19 日		3日		19 日		3日		19 日		3日	
	20 日		4日		20 日		4日		20 日		4日	
	21 日		5日		21 日		5日		21 日		5日	
	22 日		6日		22 日		6日		22 日		6日	
	23 日		7日		23 日		7日		23 日		7日	
	24 日		8日		24 日		8日		24 日		8日	
	25 日		9日		25 日		9日		25 日		9日	
	26 日		10日		26 日		10日		26 日		10日	
	27 日		11日		27 日		11日		27 日		11日	
	28 日		12日		28 日		12日		28 日		12日	
	29 日		13日		29 日		13日		29 日		13日	
	30 日		14日		30 日		14日		30 日		14日	
	31 日		15日		31 日		15日		31 日		15日	
			16日				16日				16日	
出勤			/ 2 日	出勤			/ 2 日	出勤			/ 2 日	
欠勤			0 日	欠勤			0 日	欠勤			0 日	
早退			0 日	早退			0 日	早退			0 日	
遅刻			0 日	遅刻			0 日	遅刻			0 日	

9月				8月				7月				No.
	17日		1日		17日		1日		17日		1日	2025年 令和7年
	18日		2日		18日		2日		18日		2日	
	19日		3日		19日		3日		19日		3日	
	20日		4日		20日		4日		20日		4日	
	21日		5日		21日		5日		21日		5日	
	22日		6日		22日		6日		22日		6日	
	23日		7日		23日		7日		23日		7日	
	24日		8日		24日		8日		24日		8日	
	25日		9日		25日		9日		25日		9日	
	26日		10日		26日		10日		26日		10日	
	27日		11日		27日		11日		27日		11日	
	28日		12日		28日		12日		28日		12日	
	29日		13日		29日		13日		29日		13日	
	30日		14日		30日		14日		30日		14日	
	31日		15日		31日		15日		31日		15日	
			16日				16日				16日	
出勤 12日				出勤 12日				出勤 12日				
欠勤 0日				欠勤 0日				欠勤 0日				
早退 0日				早退 0日				早退 0日				
遅刻 0日				遅刻 0日				遅刻 0日				

12 月				11 月				10 月				No.
	17 日		1 日		17 日		1 日		17 日		1 日	2025年 令和7年
	18 日		2 日		18 日		2 日		18 日		2 日	
	19 日		3 日		19 日		3 日		19 日		3 日	
	20 日		4 日		20 日		4 日		20 日		4 日	
	21 日		5 日		21 日		5 日		21 日		5 日	
	22 日		6 日		22 日		6 日		22 日		6 日	
	23 日		7 日		23 日		7 日		23 日		7 日	
	24 日		8 日		24 日		8 日		24 日		8 日	
	25 日		9 日		25 日		9 日		25 日		9 日	
	26 日		10 日		26 日		10 日		26 日		10 日	
	27 日		11 日		27 日		11 日		27 日		11 日	
	28 日		12 日		28 日		12 日		28 日		12 日	
	29 日		13 日		29 日		13 日		29 日		13 日	氏 名
	30 日		14 日		30 日		14 日		30 日		14 日	
	31 日		15 日		31 日		15 日		31 日		15 日	
			16 日				16 日				16 日	
出勤 13 日				出勤 12 日				出勤 14 日				
欠勤 ○ 日				欠勤 ○ 日				欠勤 ○ 日				
早退 ○ 日				早退 ○ 日				早退 ○ 日				
遅刻 ○ 日				遅刻 ○ 日				遅刻 ○ 日				

3 月				2 月				1 月				No.
	17 日		1 日		17 日		1 日		17 日		1 日	2026年 令和8年
	18 日		2 日		18 日		2 日		18 日		2 日	
	19 日		3 日		19 日		3 日		19 日		3 日	
	20 日		4 日		20 日		4 日		20 日		4 日	
	21 日		5 日		21 日		5 日		21 日		5 日	
	22 日		6 日		22 日		6 日		22 日		6 日	
	23 日		7 日		23 日		7 日		23 日		7 日	
	24 日		8 日		24 日		8 日		24 日		8 日	
	25 日		9 日		25 日		9 日		25 日		9 日	
	26 日		10 日		26 日		10 日		26 日		10 日	
	27 日		11 日		27 日		11 日		27 日		11 日	
	28 日		12 日		28 日		12 日		28 日		12 日	氏 名
	29 日		13 日		29 日		13 日		29 日		13 日	
	30 日		14 日		30 日		14 日		30 日		14 日	
	31 日		15 日		31 日		15 日		31 日		15 日	
			16 日				16 日				16 日	
出勤			12 日	出勤			12 日	出勤			13 日	
欠勤			0 日	欠勤			0 日	欠勤			0 日	
早退			0 日	早退			0 日	早退			0 日	
遅刻			0 日	遅刻			0 日	遅刻			0 日	